

訪問介護ステーション HIBISU 昆陽
従前相当訪問型サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 BISCUSS が設置する訪問介護ステーション HIBISU 昆陽（以下「事業所」という。）において実施する従前相当訪問型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態にある利用者に対し、従前相当訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な従前相当訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は基準該当状態（介護保険法施行規則第140条の62の4第2項に規定する基準に該当する心身の状態）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 従前相当訪問型サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 従前相当訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 8 前7項のほか、「伊丹市第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」（平成29年4月制定）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 従前相当訪問型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護ステーション HIBISU 昆陽

(2) 所在地 兵庫県伊丹市昆陽南4丁目4番25号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従前相当訪問型サービスの実施に当たり、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上（うち常勤1名）

- ・ 従前相当訪問型サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、介護予防支援事業者等との連携に関するここと。
- ・ 介護予防支援事業者等の関係者に対し、従前相当訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態、生活の状況に係る情報の提供を行うこと。
- ・ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- ・ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務を行うこと。

(3) 訪問介護員 2名以上（うち常勤2名）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、従前相当訪問型サービス計画に基づき従前相当訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、年末年始12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間 24時間とする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(従前相当訪問型サービスの内容)

第7条 事業所で行う従前相当訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 従前相当訪問型サービス計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴・身体整容
- ③ 体位変換

- ④ 移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤ その他の必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他必要な家事

(従前相当訪問型サービスの利用料等)

第8条 従前相当訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱」によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う従前相当訪問型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 無料
- (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 500円

3 前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、その内容及び費用について、書面による同意を得るものとする。

4 法定代理受領サービスに該当しない従前相当訪問型サービスに係る利用料の支払いを受けたときは、当該従前相当訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊丹市とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 訪問介護員等は、現に従前相当訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する従前相当訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する従前相当訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第12条 事業所は、従前相当訪問型サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した従前相当訪問型サービスに関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する従前相当訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務

継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第17条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して従前相当訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても従前相当訪問型サービスの提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、訪問介護員等の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所は、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する従前相当訪問型サービスの提供をさせないものとする。
 - 5 事業者は、従前相当訪問型サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
 - 6 事業所は、適切な従前相当訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 7 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録その他の従前相当訪問型サービスに関する諸記録を整備し、その利用者の契約終了の日から5年間保存するものとする。
 - 8 事業者は、自らその提供する従前相当訪問型サービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
 - 9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社BISCUSSと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、令和7年10月1日から施行する。